

## きよせ市民まつり2026 キッチンカー出店要領

### 1 開催日時及び会場

(1) 日 時 令和8年10月18日(日) 午前10時 ~ 午後4時

(2) 会 場 市民まつり会場内

### 2 参加申込みの受付期間

令和8年7月15日(水) ~ 令和8年7月31日(金)

※最大3小間(1事業者1車両1小間に限る)

### 3 出店の資格(次のいずれかに該当すること)

次のいずれかに該当する団体等とする。但し、暴力団員等又は反社会的勢力に該当する団体、特定の宗教及び政治活動、宣伝又はそれらを連想させる出店、公序良俗に反する出店は出来ないものとする。なお、内容が不適切ときよせ市民まつり実行委員長が認めた場合には出店を断る場合がある。

(1) 清瀬市内の商店会または業種組合の団体

(2) 清瀬商工会の会員となっている店舗等の事業所

(3) 清瀬市内に在住する方、または所在する市民団体等

(4) 近隣市(※1)の商工会の会員となっている店舗等の事業所

(※1) 西東京・小平・東村山・東久留米

(5) きよせ市民まつり実行委員会が、特別に出店参加を承認する団体

### 4 出店の条件

(1) 出店者は原則として、まつりの演出に協力すること。

(2) 出店者は出店に当たり、その権利等を他の者へ委譲又は委任してはならない。

(3) 全ての出店者は店の前に分別のごみ箱を設置し、出店者が全て持ち帰ること。なお、出店者が出したごみも持ち帰ること。

(4) 会場内の安全確保のために実行委員会から指示を受けたことは必ず守ること。

(5) レジ袋の提供については、出店者に任せる。

(6) マイバッグ運動・ごみの削減(必要最小限の容器等)に協力すること。

(7) 会場内外の既存施設等を損傷した場合、出店者の責任で原状回復すること。

(8) 賞味期限や衛生管理には十分注意し、食中毒などが発生した場合には、出店者が責任を負うものとする。

(9) まつり当日は「東京都内で有効の自動車販売に関する許可書」、「出店許可書」を見やすい位置に掲示すること。

(10) キッチンカーは、所定の時間内に限り、指定の場所に設置すること。

(11) 出店者はきよせ市民まつり実行委員会が実施するキャンペーン特典「会場内で使える100円券」の取り扱いに同意すること。

### 5 取扱品目と取扱容器

- (1) 取扱品目は、東京都内で有効の自動車販売に関する許可書一式（営業の概要等）」に準拠する。
  - (2) 出店 1 台あたり取扱品目は原則 2 品目までとする。
  - (3) 食品等の販売で使用する容器は、リサイクル可能な容器（プラスチック、発泡トレイ等）、又は可燃性容器（紙トレイ、油紙等）に限る。
  - (4) エアガン等、取扱いに年齢制限のある玩具の販売等は禁止する。
- ※ 規定以外の容器の使用やその他の違反が認められた場合、販売行為を取りやめる。

## 6 出店にかかわる費用負担

### (1) 出店料

ア 市民まつり運営費用として、出店者は以下の料金を負担する。出店料は出店者説明会で徴収する。

基本料金 1 小間：26,000 円

追加料金 アルコール販売 1 小間：3,000 円

出店小間（車両設置場所）の大きさ 間口約 7 m × 奥行約 2.7 m

### (2) キャンセル料

ア 自己都合による、キャンセルはいかなる場合においても返金しない。

イ 荒天等のため中止となった場合、出店料の返金を行わない。

## 7 参加申込みの方法

### (1) 「出店参加申込書」の提出

「出店参加申込書」は市ホームページからダウンロード、又は清瀬商工会及び清瀬市役所で配布。

### (2) 出店参加申込書記入時の注意

「出店参加申込書」の裏面に以下の項目を記載する。

ア 「清掃責任者」欄には、出店に係る清掃や会場周辺の整理担当者を 1 名記入する。

イ 「行事における臨時出店届」を 2 部記入する。

ウ 食品の取扱品目については、事前に保健所の確認があるため、8 月 14 日（金）以後の変更は一切できない。まつり当日、保健所が取扱品目、設備等进行检查する。

エ 火気器具等（発電機、蓄電池、電磁調理器も含む）を使用する店舗は、店舗ごとに 1 本の業務用消火器（使用期限が切れていないもの。家庭用は不可）を準備し、すぐに使用できる場所に設置する。また、火気設備の周囲に可燃物は置かない（周囲 15 cm（固体燃料 30 cm） 上方 1 m）。なお、消火器は各自で用意をする。

オ コンセントの用意はない。

カ ガソリン給油式の発電機を使用する場合は、事前に利用する発電機の燃料容量と持ち込む予備燃料の量を明記する。一つのキッチンカーに対して、持ち込めるガソリン容量は発電機内部の燃料と合わせて 40 リットル未満とする。また、ガソリンを入れる容器は、法令に適合した容器（適合マークのあるもの）を使用する。なお、ガソリン取り扱いについては別添え注意チラシをよく確認する。

キ カセットボンベ発電機やポータブル蓄電池等を使用する場合は、申込書に記入する。なお、電気製品は PSE マークが記載されているものに限る。

(4) 申し込みに必要なもの

ア 出店参加申込書

イ 代表者、出店責任者、取扱品目責任者の「顔写真付き身分証明書（※2）の写し」  
又は「保険証と住民票の写し」

（※2）運転免許証又はマイナンバーカード（個人番号は見えないようにすること）

ウ 「東京都内で有効の自動車販売に関する許可書一式（営業の大要等）」及び「販売車の車検証」の写し

※提出のない事業者は出店を認めない場合がある。

エ 「行事における臨時出店届」2部

(5) 申込み先

清瀬商工会へ持参

清瀬市元町1-2-11 アミュー5階 平日9時～12時／13時～16時30分

8 出店者の選考等について

(1) 出店の可否について

きよせ市民まつり実行委員会が出店参加申込書の内容を審査し、出店の可否についてメールまたは電話により通知する。

(2) 出店者の抽選

ア 出店許容数を越える申込みがあった場合、本要領3項「出店の資格」の(3)[市内に在住する方、または所在する市民団体等]を対象として出店者説明会時に抽選を行う。

イ 参加者：抽選会に参加するものは出店者の代表者又は代理の者とする。

**※抽選に参加できない団体は、出店を不可とする。**

(3) 出店参加証の発行

出店者には出店説明会で「出店参加証」を発行する。

(4) 出店作業について

出店に関する準備・撤収等の搬入出作業はキッチンカー1車両のみとする。

(5) 出店者用駐車証兼車両通行証の発行

出店者には出店説明会で「出店者用駐車証兼車両通行証」を発行する。

市民まつり当日は、「出店者用駐車証兼車両通行証」を掲示すること。

9 出店者説明会

令和8年8月27日（木） 14時00分から

本庁舎4階 研修室1・2・3

※駐車場が満車の場合があるため、出来る限り公共交通機関を利用すること。

10 出店場所の選定方法について

出店場所は飯能信用金庫 駐車場前道路の指定場所とする。

申込多数の場合は、出店者説明会の際に、申込順に番号くじを引き、出店場所を決定める。

**※抽選に参加できない出店者は事務局が出店場所を指定する。**

## 11 きよせ市民まつり実行委員会が実施するキャンペーン特典「会場内で使える100円券」について

- (1) きよせ市民まつり実行委員会が実施するキャンペーン等により配布する「会場内で使える100円券」については、会場内で100円分の利用券として取り扱うものとする。
- (2) 出店者は、本券を使用した来場者に対し、100円分として利用できるよう対応すること。
- (3) 出店者が回収した本券は、当日本部テントにて枚数分を現金で精算する。
- (4) 精算は原則として当日中のみとし、後日の生産には対応いたしかねるものとする。

## 12 暴力団員等又は反社会的勢力について

清瀬市契約における暴力団等排除措置条例の規定に準じ、出店に関しての情報を警察に照会する場合がある。

## 13 開催中止について

原則として雨天決行とする。荒天の場合は中止とし、順延しない。中止については、実行委員会会長が判断し、開催当日午前8時までに市HPへ掲載し、各出店責任者への連絡を順次行う。

## 14 問合せ先

きよせ市民まつり実行委員会事務局

住所：清瀬市元町1-2-11 アミュー5階 清瀬商工会事務局内

電話：042(491)6648

